

境港市文化財保護審議会

日 時 令和元年9月19日(木)
13時30分～
場 所 境港市役所第2会議室

【日 程】

1. 開会
2. 会長及び副会長の選出
3. 議事・報告
 - (1) 平成30年度文化財保護事業について
 - (2) 令和元年度文化財保護事業について
 - (3) 境港市文化財指定基準(案)について
 - (4) 文化財の指定について
 - (5) その他
4. 閉会

境港市文化財保護審議会委員

氏 名	専 門
門脇 豊文	日本史・試掘
小灘 浩	日本史
根平 雄一郎	日本史
山本 美千枝	日本史
中田 繁	石材

【任 期】 令和元年7月1日～令和3年6月30日

< 議事・報告 >

(1) 平成30年度文化財保護事業について

< 報告事項 >

○竹内町の御講内（オコニヤ）調査事業について（平成29年度より継続）

・調査委員会

< 第1回 >

実施日：平成30年5月1日（火）

会 場：市役所第1会議室

内 容：調査報告書の内容等について（協議）

< 第2回 >

実施日：平成30年12月18日（火）

会 場：市役所第1会議室

内 容：調査報告書の内容等について（協議）

・実地調査

関係者からの聞き取り 平成30年5月～10月

行事の実地調査 平成31年1月5日・7日・8日・9日

・竹内町御講内保存会総会

実施日：平成30年8月26日（日）

会 場：竹内町会館

内 容：調査事業の説明

・調査報告書作成

編 集：「竹内町のオコニヤ」調査委員会

発 行：竹内町御講内保存会

発刊時期：平成31年3月

内 容：「竹内町のオコニヤ」の概要、歴史等

・「竹内町のオコニヤ」記録作成事業に対する補助

交付先： 竹内町御講内保存会

補助内容：「竹内町のオコニヤ」調査及び調査報告書作成費用

補助額：979,720円（県・市が1/2ずつ補助）

○弓浜絃について

- ・弓浜絃保存会総会

実施日：平成30年6月12日（火）

議 題：平成29年度事業報告ならびに収支報告について

平成30年度事業計画案について

- ・弓浜絃保存事業に対する補助

交付先：弓浜絃保存会

総事業費：420,000円

（うち、1/2を県、1/8ずつを境港市・米子市が補助。残額は弓浜絃保存会が負担）

○弓浜半島のトンドについて

- ・県文化財への指定 平成30年4月27日（金）

対象地域 境港市・米子市・伯耆町・南部町

◇境港市トンド保存会の活動

- ・総会

実施日：平成30年6月25日（月）

会 場：保健相談センター 研修室

内 容：平成30年度事業報告等について

- ・構成団体から備品購入・修繕要望箇所を提出してもらった上で、現地で購入・修繕の緊急性等の調査を行った。

○全史協中国地区協議会について

実施日：平成30年7月12日（木）、13日（金）

会 場：大山ビューハイツ

内 容：総会、研修会（講演）、現地研修（大山寺・大神山神社ほか）

○文化財めぐり

実施日：平成30年10月20日（土）

訪問地：市内に残る石碑（中央墓園・光祐寺・境小学校・上道小学校）

解 説：小灘浩さん

○文化財防火デー

実施日：平成31年1月25日（金）

場 所：庄司家・日御崎神社

内 容：消防設備査察・消防演習（日御崎神社のみ）

(2) 令和元年度文化財保護事業について

○弓浜緋について

・弓浜緋保存会総会

実施日：令和元年6月15日（土）

会 場：余子公民館 集会室

内 容：平成30年度事業報告ならびに収支報告について

令和元年度事業計画案について 等

・弓浜緋保存事業に対する補助

交付団体：弓浜緋保存会

総事業費：420,000円

（うち、1/2を県、1/8ずつを境港市・米子市が補助。残りは弓浜緋保存会が負担）

○弓浜半島のトンドについて

・境港市トンド保存会総会

実施日：令和元年6月28日（金）

会 場：上道公民館 集会室

内 容：平成30年度事業報告について

令和元年度事業計画及び予算等について

・トンド用具の購入・修繕費用に対する補助

補助内容：外江町（西）の太鼓修繕（皮の張替え）費用の補助

総事業費：180,000円

（うち、1/2を県、1/4を境港市が補助。残額は外江町が負担）

○全史協中国地区協議会

実施日：令和元年7月18日（木）、19日（金）

会 場：国民宿舎サンロード吉備路（総社）

内 容：総会、研修会（講演）、現地研修（備中国分寺跡・鬼城山ほか）

○庄司家特別公開

実施日：令和元年11月4日（月・祝）

場 所：庄司家

解 説：金澤 雄記 さん（米子工業高等専門学校建築学科准教授）

北 浩明 さん（鳥取県地域づくり推進部文化財課文化財主事）

（3）境港市文化財指定基準（案）について

※詳細は別紙「境港市文化財指定基準（案）」を参照

（4）文化財の指定について

○庄司家住宅の県指定について

<経緯>

8月16日（金）、鳥取県文化財保護審議会において県指定が妥当との
答申があった。今後、県の告示で正式に指定される予定。

<指定範囲>

市指定範囲（現状）：主屋（一部を除く）・茶座敷

県指定範囲（現状）：庭園

↓

県指定範囲：主屋（一部を除く）・茶座敷・庭園・後ろ座敷・蔵・前蔵・
西蔵・ウマヤ・門・西塀・南塀・庄司邸敷地（全体）

<今後の対応等>

- ・現在、庄司家邸内に市指定文化財説明板を設置しているが、敷地の外から見えないため、県指定に合わせ、記載内容の変更・移設を予定。
- ・「庄司家のしおり」（庄司家を紹介するパンフレット。）の改訂を予定。

○財ノ木町内の記念碑について

<経過>

平成29年4月10日、財ノ木町自治会から文化財指定および転倒防止の処置について要望を受け、当審議会では対応を検討したが、指定するためにはより詳しい調査が必要であるため、結論を先送りしている。

<提案>

- ・これ以上の調査が困難であるが、現状指定のための資料が不十分。
- ・市内に同様の記念碑は数多く存在するため、他の記念碑とのバランス等も考えた上で指定を検討すべきである。

→以上2点の理由により指定は見送る。

○財ノ木町内のオノ木について

<経過>

平成29年4月、財ノ木町自治会より「財ノ木町のオノ木」後継の松の再指定について要望があり、9月に当審議会では審議したが、再指定については検討すべき点が多いため、結論を先送りしている。

<提案>

昨年度の審議会において提案のあった「外江町のオノ木を含め、市内にあるサイノカミ信仰ゆかりの地を一括指定し、その中に含める」という案について、県文化財課へ意見を求めたところ、「サイノカミ信仰の継承が目的であれば、文化財指定という形にこだわる必要はなく、石碑を建てるなどの方法も考えられる。このような案件を指定すると、指定に際限がなくなるおそれがあるので、慎重に検討した方が良い」との回答があった。

→以前「財ノ木町のオノ木」が文化財指定されていた際の説明板は、芋代官碑の説明もあわせたものであるため、現地に残っている。オノ木が存在していたことを伝えるには十分であるため、指定は行わない。

(5) その他（令和2年度以降に対応を予定している事項）

○文化財説明板での外国人対応について

- ・境港市社会教育委員会（令和元年8月29日開催）において、委員から「外国人移住者・観光客にも文化財を知ってもらえるよう、文化財説明板に外国語の標記を加えてほしい」旨の提案があった。ただ、既存の説明版には外国語を併記するスペースがないため、対応を検討する必要がある。